

積立定期預金規定（エンドレス型）

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2.（預入れ等）

- （1） 積立式期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- （2） この預金の現金自動預入・支払機（ATM）による1回あたりの預入れは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （3） この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3.（期間、継続の方法等）

- （1） この預金は、預入金額ごとに3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- （2） この預金は、継続の停止または解約の申し出がない限り、最長預入期限に元利合計額をもって期日指定定期預金として継続します。
- （3） 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときは、その最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

4.（預金の支払時期等）

この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

- （1） 満期日は、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。なお、満期日は、口座番号単位もしくは預入単位ごとに指定することができます。また、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- （2） 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったとき、もしくは1か月以内に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続します。
- （3） 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在における各預入期間に応じた当金庫所定の期日指定定期預金利率によって1年複利の方法により計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約するときおよび積立定期預金規定第5条第3項の規定により解約するとき、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×90%※上記①～⑥で算出された解約利率≦普通預金の利率の時は普通預金利率を適用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

(令和8年7月1日現在)